

第3節 資本増強制度への対応

I 地域金融機関に対する金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」）に基づく資本増強

金融庁では、顧問会議の審議を経て、平成13年11月26日、早期健全化法に基づき下記の3銀行に対して公的資金による資本増強を承認した。（資料10-3-1～10-3-3参照）

- ・ 福岡シティ銀行、九州銀行、和歌山銀行

II 資本増強行に対するフォローアップ

11年6月29日に金融再生委員会において公表された「早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）」等を踏まえ、決算期にあたる13年3月期、13年9月期については履行状況報告を求めこれを公表するとともに、13年6月末基準及び12月末基準で定性的ヒアリングを行った。（資料10-3-4～5参照）

III 経営健全化計画の見直し

1. 経営健全化計画は、原則として4カ年計画であり、11年9月30日に金融再生委員会において公表された「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」に基づき、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めている。これに当たる16行については、13年8月2日に新たな経営健全化計画が公表された。そのうち、広島総合銀行については、せとうち銀行との統合、もみじホールディングスの設立（13年9月28日）に伴い、もみじホールディングスとしての経営健全化計画が公表された。（資料10-3-6参照）
2. みずほホールディングスについては、14年4月1日に、傘下銀行が、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行の2行に再編されることに伴い、経営健全化計画の見直しが行われ、14年3月22日に新しい経営健全化計画が公表された。（資料10-3-7参照）
3. 大和銀行、近畿大阪銀行については、奈良銀行を加え、13年12月12日に株式会社大和銀ホールディングスを設立し、14年3月1日にはあさひ銀行が傘下に加わるとともに、大和銀行のホールセール信託部門の大和銀信託銀行への承継、外部からの資本参加等がなされた。これに伴い、従来の大和、あさひ、近畿大阪3行個別の経営健全化計画の見直しが行われ、14年5月10日に大和銀ホールディングスとしての経営健全化計画が公表された。（資料10-3-8参照）

4. 中央三井信託銀行については、平成14年2月1日に三井トラスト・ホールディングス株式会社を設立し、14年3月25日には、ホールセール信託部門の三井アセット信託銀行への承継、同銀行への外部からの資本参加等がなされた。これに伴い、従来の経営健全化計画の見直しが行われ、14年5月10日に新しい経営健全化計画が公表された。(資料10-3-9参照)

5. 九州銀行については、親和銀行との統合、株式会社九州親和ホールディングスの設立(14年4月1日)に伴い、九州銀行の経営健全化計画の見直しが行われ、14年5月10日に九州親和ホールディングスとしての経営健全化計画が公表された。(資料10-3-10参照)